

世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群ガイダンス施設「海の道むなかた館」 展示更新業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本事業は、世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群のガイダンス施設である海の道むなかた館の展示内容を更新するものである。これにより、同館を核とした本遺産群への来訪者数増加および周遊促進、平均滞在時間の増加による域内の観光消費増加を図る。そして、本遺産群が有する顕著な普遍的価値や地域固有の歴史・文化への理解を深めることで文化の振興を促し、それが観光の振興、さらには地域の活性化へと繋がる好循環の実現を目指すものである。

具体的には以下を実現するため、別添、展示更新の方針及び展示更新イメージに基づき、展示コンテンツの制作及び更新等を実施する。あわせて、館内掲示等に係るレギュレーション（フォント、色など）を定める。

（１）全体的な展示の見直しと見学ルートの明確化

- ・展示内容を整理し、テーマ性を持たせることで、訪問者が混乱なく円滑に見学できるようにする。また、推奨見学ルートを明確に提示することで、より効果的で充実した体験を提供し、施設本来の魅力を最大限に引き出す。

（２）専門知識の有無にかかわらず、本遺産群を理解するための導入解説の強化

- ・視覚的な要素や平易な言葉を使用した解説により専門知識を持たない来館者にも、世界遺産や地域の歴史や文化の背景を理解できるようにする。

（３）本遺産群に関わるガイダンス施設の役割分担の明確化と、同施設及び本遺産群の構成資産や地域の文化資源への誘導解説の強化

- ・地域全体としての一貫した文化観光体験を実現するため、来館者にガイダンス施設の役割や構成資産等の見どころ等を提供することで、各施設等への周遊を促進する。

（４）多言語対応の拡充

- ・解説文の多言語化を推進することで、より幅広い層の観光客が地域の文化や歴史を深く理解できるようにする。

※多言語化は観光庁の指針やマニュアルに従うこと（参考資料 9～11 参照）。

（５）現代や未来に繋がる価値の解説の充実

- ・歴史的な解説に加え、その文化や歴史が現代社会においてどのような意味や価値を持つのかを具体的に示し、さらに未来に向けた問いかけを行うことで、訪問者の共感を呼び、より深い洞察と理解を促す。

2 実施主体

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

3 委託業務の概要

（１）委託業務の名称

世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群ガイダンス施設「海の道むなかた館」
展示更新業務

（２）業務内容

別添、世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群ガイドンス施設「海の道むなかた館」展示更新業務仕様書（以下、「委託業務仕様書」という。）」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

4 業務に要する費用

10,200,000円（消費税および地方消費税を含む）以内

5 参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当する者とする。

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者資格）が規定する者に該当しないこと。
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成26年2月17日25総セ第22850号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中の者ではないこと。
- (4) 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

6 現地説明会

本公募型プロポーザルに関する現地説明会を下記のとおり開催する。希望する場合は、現地説明会参加申込書（様式1）に記入し下記のとおり提出すること。

(1) 開催日時

令和7年10月15日（水）13時30分～15時

(2) 提出方法

本実施要領14に記載しているメールアドレス宛に参加申込書を送信して提出するとともに、受付確認のための電話をすること。

(3) 説明内容

海の道むなかた館の展示等の現状、展示更新の方針及び展示更新イメージについて説明する。原則、質問は受け付けない。質問がある場合は、本実施要領7のとおり質問すること。

7 仕様書及び本実施要領に関する質問の受付等

仕様書及び本実施要領に関する質問がある場合は、質問書（様式2）に必要事項を記入し下記のとおり提出すること。なお、電話による質問は一切受け付けない。

(1) 受付期間

令和7年10月6日（月）から令和7年10月20日（月）正午までとする。なお、受付期間外の質問については一切受け付けない。

(2) 提出方法

本実施要領14に記載しているメールアドレス宛に質問書を送信して提出するとともに、受付確認のための電話をすること。

(3) 回答方法

令和7年10月24日（金）までに、福岡県ホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。

8 参加申込み

本公募型プロポーザルに参加を希望する場合は、参加申込書（様式3）に記入し下記のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和7年10月29日（水）正午まで

(2) 提出方法

本実施要領14に記載しているメールアドレス宛に参加申込書を送信して提出するとともに、受付確認のための電話をすること。

9 企画提案書提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年11月7日（金）正午まで

(2) 提出先

福岡県人づくり・県民生活部文化振興課九州国立博物館・世界遺産室内

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会事務局

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 北棟8階

(3) 提出方法

郵送もしくは持参

(4) 注意事項

- ・ 提出期限を過ぎた場合は受付できない。
- ・ 郵送による提出の場合は、提出期限までに必着とする。
- ・ FAX、電子メールによる提出は受け付けない。

10 企画提案書の作成方法等

提案対象となる業務内容について、下記の事項を記載すること。

(1) 提案事業者の概要

- ・ 提案事業者の組織体制、経営状況、事業内容等
- ・ 業務を受注するにあたってのセールスポイント
- ・ 国又は地方公共団体の受注業務等実績（特に当該事業に類似した事業）

(2) 業務全体の概要

- ・ 業務全体の運営管理、業務実施体制

(3) 業務内容の詳細

- ・ 別添「委託業務仕様書」及び「展示更新方針及び展示更新イメージ」に基づく具体的な企画案を示すこと。
- ・ なお、別紙「展示更新方針及び展示更新イメージ」p.11に記載されている展示（コンテンツ）

の追加及び更新については、全てを本業務で実施する必要はないが、実現可能な項目が多いほど望ましい。

- ・ 企画提案書には下記の項目を含めること。

① 提案概要・業務スケジュール

内容：提案内容の概要と業務スケジュールを1ページ程度にまとめたもの。

※海の道むなかた館における工事は2月を想定している。

② 展示コンテンツの具体的な企画案

- ・ 展示更新のコンセプト
- ・ 追加及び更新をする展示コンテンツの一覧
- ・ 追加及び更新をする展示コンテンツの配置図
- ・ 追加及び更新をする展示コンテンツのデザインイメージ

(4) 所要経費

- ・ 「委託業務仕様書」に基づく業務全体の費用及び積算の内訳（消費税及び地方消費税の額（10%とする）を明示）

(5) 企画提案書の様式

- ・ 企画提案書のページ数は表紙を含めて30ページ以内とする。
- ・ A4版片面印刷で作成。ただし、図表等はA3版でも可。
表紙には、業務の名称、会社名（団体名）、提出年月日を記載。

(6) 提出部数

- ・ 6部（正本1部、副本5部）ただし、副本は複写可。

(7) その他

- ・ 提出された企画提案書等は委託先の選考のみに使用する。
- ・ 企画提案書の作成に要した費用、その他参加に要した費用については企画提案事業者の負担とする。
- ・ 本実施要領に示したプロポーザル参加資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は無効とする。
- ・ 企画提案書の内容をそのまま委託業務として採用することを了承するものではない。
- ・ 提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。

1.1 委託先の選考

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会（以下、「本協議会」という。）に設置する世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群ガイド施設「海の道むなかた館」展示更新業務受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、企画提案書の内容を総合的に審査し、最も優秀な提案を行った事業者を受託候補者とし、審査の結果は企画提案書提出期限より2週間以内に通知する。

なお、審査会（プレゼンテーション）の実施日、実施方法については、参加申込者に追って連絡する。

- ・ 受託事業者が契約を辞退する場合、又は審査後に失格となることが判明した場合、次点の者を繰り上げる。
- ・ 企画提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会で審査の上、受託候補者を決定する。

1.2 委託契約について

- (1) 選定委員会で選定された事業者と委託契約を締結する。なお、委託契約締結に係る費用は受注者の負担とする。
- (2) 委託契約にあたっては、提案内容をもとに両者協議の上、最終の仕様を決定する。
- (3) 契約金額については、提出された提案書の評価を行い、受託候補者を選定した後、その候補者に対し、改めて見積書提出の依頼を行い決定する。
- (4) 委託契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、「当初委託契約額（消費税込）」の100分の10以上の金額の契約保証金を本協議会に納付する。なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。また、本協議会を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結された場合や、過去2年以内に福岡県もしくは他の地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免される場合がある。
- (5) 委託料は、事業の実施に必要なすべての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。ただし、受注者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や、備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。

1.3 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する場合、当該提案者を失格とし、その提案は無効とする。

- (1) 本実施要領「5.参加資格」の参加資格要件を満たさない者が提案・応募したとき。
- (2) 法令の規定若しくは提案・応募に関する条件に違反、又は違反が発覚したとき。
- (3) 応募時又は応募後に不正行為をしたとき。
- (4) 虚偽記載又は契約締結の見込みがないと認められるとき。
- (5) その他、提示した事項及び本件に関する条件に違反したとき。

1.4 問い合わせ先

福岡県人づくり・県民生活部文化振興課九州国立博物館・世界遺産室内

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会事務局

電話：092 - 643 - 3162

FAX：092 - 643 - 3163

メール：sekaiisan@pref.fukuoka.lg.jp